

(総 則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書又は図面及び内訳書等(以下「仕様書等」という。)の定めるところにより、物品を納入するものとする。
- 2 受注者は、物品を納入する場合、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 3 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても、物品を納入する上において当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。
- 4 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 5 受注者は、いったん発注者に納入した物品を、発注者の承諾を得ないで持ち出すことはできない。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(納入期限)

- 第2条 受注者は、標記期限内に納入しなければならない。
- 2 受注者は、期限内に物品を納入することができない理由が発生したときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、発注者に届出なければならない。
- 3 受注者は、天災事変、その他やむを得ない理由により、期限内に物品を納入することができないときは、発注者に期限延長の請求をすることができる。この場合において発注者は、その請求を適当と認めるときは、これを承認することができる。
- 4 前項の請求は、期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(監 督)

第3条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(検 査)

- 第4条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに届出て発注者の定める検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗し損じた物品の損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。
- 2 発注者は、支障のない限り前項の届出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を完了するものとする。
- 3 受注者は、発注者の指定する日時において検査に立会うものとする。受注者は、立会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(手直し又は引換え)

- 第5条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、すみやかにその不合格となった物品を引き取った上、手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、1回に限り、手直し又は引換えの期間として相当日数を指定することができる。
- 3 受注者は、第1項の規定により手直し又は引換えが終了したときは、直ちに届出て、更に検査を受けなければならない。
- 4 第4条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

- 第6条 発注者は、第4条又は第5条の検査(以下「検査」という。)に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者との協議の上定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第7条 物品の所有権は、検査に合格したとき又は前条第2項の協議が成立したときに受注者から発注者に移転したものとする。
- 2 所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第8条 受注者は、納入した物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完(以下「修補等」という。)又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 受注者が、第1項に規定する修補等に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために受注者が損害をこうむることがあっても発注者は、賠償の責任を負わないものとする。

(違約金の徴収)

- 第9条 受注者は、期限内に物品を納入しないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)(以下「法定率」という。)を乗じて計算して得た額を違約金として発注者に納付するものとする。ただし、発注者が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。
- 2 受注者は、第5条の規定による手直し又は引換えが指定した期間後にわたるときは、前項によって違約金を納付するものとする。
- 3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、この契約内容を変更し、又は物品の納入を中止をさせることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、納入期限、その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第12条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させ又は返還する。

(協議解除)

第13条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上この契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第5条第1項又は第8条第1項の手直し又は引換え等がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり区職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第15条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったときとされたとき。
- (10) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、正当な理由による受注者からの申し出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 本条は、第9条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が4月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第10条の規定により、発注者が契約変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(代金の支払等)

第16条 契約金額又は契約保証金は、受注者が物品を完納し、かつ発注者の検査に合格した後、又は第6条第2項の協議が成立した後、受注者の請求により30日以内に支払又は還付するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 受注者から、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した部分に対する請求があったときは、発注者は、物品の完納前であっても検査に合格した既納部分の代価を支払うことがある。

3 前項の代価は、内訳書により算定するものとする。

4 契約金額の支払が期限内に終了しないときは、発注者は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を受注者に支払うものとする。

5 契約代金の支払場所は、発注者の指定したところとする。

(賠償の予定)

第17条 受注者は、第14条の2第1項第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1項第10号のうち受注者が刑

法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第18条 発注者は、この契約において受注者から取得する金額があるときは、受注者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第19条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定等)

第20条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議の上定めるものとする。